一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会
協会事務分掌規程

（目的）
第 1 条　この規定は一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会（以下「協会」という）の定款に定めるもののほか、協会の組織および事務の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組織及び職員）
第2条　協会の組織は次のとおりとする。
　区分
　社員総会
　理事会
　事務局
　強化委員会（競技力向上部会、スポーツ医学／アンチ・ドーピング部会、
　　クラス分け部会）
　倫理コンプライアンス委員会
2　協会には事務局長を置く。
3　協会事務局には職員を置くことができる。
4　業務上必要ある時は、前項の職員のほか、臨時職員を置くことができる。

（事務分掌）
第3条　協会の事務分掌は別表第1のとおりとする。

（職務権限及び決裁）
第4条　各職位の職務は次の各号のとおりとする。
（1）事務局長は、会長の命を受け協会の事務をおこなう。
（2）その他の職員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。
2　会長及び各職位の決裁権限は、別表第2のとおりとする。
3　前項において、決裁者がやむを得ない事情により不在の場合は、決裁者の直位下位が代理決裁することができる。

（文書の取扱い）
第5条　文書に付する記号は「BBCJ 発第〇〇号」とする。
2　文書はすべて正確かつ迅速に取扱い、常に整備して事務能率の向上に努めなければならない。

3　文書主任は、事務局長をもって充てる。
4　文書の処理に関する年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
5　文書は、法令、定款その他別に定めのあるもののほか重要度に応じて保存期間を次
　　の4種に区分するものとする。

重要度	1種	2種	3種	4種
保存期間	永年	10 年	5年	1年

（公印）
第6条　協会の印の名称、書体、形状、寸法、保管場所、管理者及び用途は、別表第3のとおりとし、その雛形は別表第3のとおりとする。

（改廃）
第7条　この規程の定めがあるもののほか、この規程に関し必要な事項は、理事会が決める。

附則
本規程は、2018 年4月1日より施行する。